

○厚生労働省告示第三百十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 (略)</p> <p>二 削除</p> <p>三〇三十八 (略)</p> <p>三〇三十九 削除</p> <p>四〇三十七八 (略)</p> <p>四〇三十九 自家骨髄単核球移植による下肢血管再生治療 バージャー病 (従来の治療法に抵抗性を有するものであって、フォンタン分類Ⅲ度又はⅣ度のものに限る。)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 (略)</p> <p>二 経カテーテル大動脈弁植込み術 弁尖の硬化変性に起因する重度大動脈弁狭窄症 (慢性維持透析を行っている患者に係るものに限る)。</p> <p>三〇三十八 (略)</p> <p>三〇三十九 上肢カッピングガイド及び上肢カスタムメイドプレートを 用いた上肢骨変形矯正術 骨端線障害若しくは先天奇形に起因する 上肢骨 (長管骨に限る。以下この号において同じ。) の変形又は上 肢骨の変形治癒骨折 (一 上肢に二以上の骨変形を有する者に係るも のを除く。)</p> <p>四〇三十七八 (略)</p> <p>(新設)</p>